

海岸事業の新規事業採択時評価実施要領細目

第1 目的

「海岸事業の新規事業採択時評価実施要領細目」は、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づき、海岸事業の新規事業採択時の評価を実施するための運用を定め、もって適正に新規事業採択時評価を実施し、海岸事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

第2 評価の対象とする事業の範囲

維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての海岸事業を対象とする。

第3 評価を実施する事業

1 事業評価の単位の取り方

背後を海岸災害から防護する一連の海岸を基本とし、原則として「海岸法第6条第3項に基づき公示された海岸」とする。

第4 評価の実施及び結果等の公表

1 評価に係る資料

評価に係る資料は、本細目第5に定める評価項目について整理した資料とする。なお、必要に応じ資料の追加等ができるものとする。

2 資料の提出先

評価に係る資料について、本省河川局砂防部保全課海岸室（以下「海岸室」という。）に提出するものとする。

3 都道府県からの意見聴取について

当該事業の予算化について、海岸法（昭和31年法律第101号）第26条第1項及び第2項の規定により費用を負担することとなる都道府県の意見を聴くものとする。意見の聴取については本省にて行うものとし、その実施時期は学識経験者等の第三者から構成される委員会等への意見聴取を行う前までに行う。

第5 評価の方法

1 海岸事業に関する評価項目

海岸事業については、原則として以下の評価項目に基づいて新規事業採択時評価を実施するものとする。

- ①災害発生時の影響
- ②過去の災害実績
- ③災害発生危険度
- ④地域開発の状況
- ⑤地域の協力体制
- ⑥事業の緊急度
- ⑦災害時の情報提供体制
- ⑧関連事業との整合
- ⑨代替案立案等の可能性
- ⑩費用対効果分析
- ⑪海岸の利用
- ⑫海岸の環境 等

2 評価の手法

新規採択候補事業において、上記評価項目ごとの評価結果を踏まえ、総合的な視点から採択優先度を決定するとともに、予算上の制約条件等を考慮の上、新規採択箇所を決定するものとする。なお、評価項目の一つである費用対効果分析については、別に定める「海岸事業の費用便益分析指針（改訂版）」に基づき算定するものとする。

第6 施行

- 1 本細目は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年12月24日に改定された「海岸事業の新規事業採択時評価実施要領細目（国河計第88号）」は廃止する。